

公益社団法人日本全職業調理士協会定款施行細則

第1章 総則

(細則の目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本全職業調理士協会（以下「本会」という。）定款第57条の規定により、会務執行に必要な事項を定める。

(事務所の名称)

第2条 定款第2条に定める主たる事務所は、公益社団法人日本全職業調理士協会本部（以下「本部」という。）といい、各都道府県に設立する従たる事務所は、公益社団法人日本全職業調理士協会〇〇地方事務所（以下「地方事務所」という。）という。

(支部及び支部長)

第3条 定款第5条に定める調理士紹介所及び団体を支部といい、その代表者を支部長という。

第2章 会員

(入会の手続)

第4条 正会員になろうとする者は、理事会で定めた入会申込書（様式1）に社員総会において定められた入会金及び会費を添えて、本部に提出しなければならない。

2 準会員になろうとする者は、理事会で定めた入会申込書（様式2）に社員総会において定められた会費を添えて、本部に提出しなければならない。

3 第1項及び前項の場合において、本部は入会金及び会費を受領するとともに、入会申込書に基づき会員名簿に登録する。

4 定款第6条に基づき、本会の正会員又は準会員として加入しようとする者は、理事会の承認を得なければならないが、事前に承認を得られない場合には、会長の承認を得て加入手続きを行い、次回理事会において事後承認を得なければならない。

(登録の記載変更)

第5条 会員は氏名又は住所等に変更を生じたときは、速やかに変更届（様式3）を本部に届け出なければならない。

2 前項の届け出を受けた本部は、速やかに名簿の訂正を行うものとする。

(退会の手続)

第6条 会員が退会しようとするときは、理事会で定めた退会届（様式4又は様式4-2）を本部に提出しなければならない。

2 前項の場合、本部は名簿から登録を抹消するものとする。

(除名の手続)

第7条 会員が定款第10条に該当したときは、支部がある場合は、支部長は本人の弁明を聞き、真偽を調査したうえ、報告書を本部に提出しなければならない。

(死亡会員の届け出)

第8条 会員が死亡したときは、その所属する支部は直ちに死亡診断書1通又は除籍謄本1通を添えて、本部へ届け出なければならない。なお、後任の支部長がいるときは、併せて届けるものとする。

(死亡弔意金の交付)

第9条 前条の届け出を受けた本部は、死亡した支部長の遺族に対して、直接又は所属する支部を經由して別に定める弔意金を贈るとともに、名簿の訂正を行うものとする。

第3章 会費及び拠出金

(入会金及び会費)

第10条 本会の入会金及び会費は、社員総会の定めにより、次のとおりとする。

(1) 入会金 1, 000円

(2) 会費 月額 1, 100円

2 名誉会員は、入会金及び会費を免除する。

(会費の納入)

第11条 支部長は、前条第1項第2号の会費に、当該支部に所属する調理士(師)の員数を乗じて得た額を本部に納入しなければならない。ただし、調理士紹介所と団体に同一の調理士(師)が所属している場合は、いずれか一方の支部について納入することができる。

2 準会員は、前条第1項第2号の会費を本部へ納入しなければならない。

3 会費は原則として、1ヶ月分以上前納するものとする。

(拠出金)

第12条 本会は、研修会、講習会その他の集会に必要な経費及び賦課金等を徴収することができる。ただし、この場合の金額はその都度定める。

第4章 賛助員及び賛助費

(加入の手続き)

第13条 賛助員になろうとするときは、入会申込書(様式5)に賛助費を添えて、本部へ加入申込みをするものとする。

(賛助費)

第14条 本会の賛助費は、社員総会の定めにより次のとおりとする。

賛助費 月額 1口 5, 000円(1口以上2口以内)

(賛助費の納入)

第15条 賛助員で賛助費を納入するときは、定めた口数の額を1ヶ月分以上前納するものとする。

(賛助費の所属員数への換算)

第16条 賛助費を納入した支部は、納入した額に相当する所属員数に換算することができる。

第5章 役員等

(役員を選出)

第17条 理事及び監事は、調理業界関係外の役員候補者並びに定款第30条第2項に基づき選出された役員候補者を理事会において選出し、社員総会において選任するものとする。

2 前項の調理業界関係外の役員候補者は、調理業界関係理事による業界内理事会議において選出する。

(名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与)

第18条 名誉会長は、本会の主要役員であって、任期中本会の発展に多大の功績があった者とする。

2 名誉顧問は、本会の目的趣旨を理解する国会議員、又は学識経験者の中から推戴し、顧問はこれに準ずる者とする。

3 参与は、本会役員として任期中、顕著な功労を挙げて退役した者で、本会の事業を遂行する上で重要な有識者と認められる者、若しくは会長がこれに準ずると認めた者。

4 名誉会長、名誉顧問及び顧問の委嘱期間は、現職者の状況に応じ、理事会に諮って決定する。また、参与の委嘱期間は会長の在任期間とする。ただし、重ねて委嘱することができる。

(委嘱状の交付)

第19条 本部は、社員総会において選出された役員に対し、委嘱状を交付しなければならない。

(委嘱状の再交付)

第20条 役員は、委嘱状を汚損し、又は滅失したときは、本部へ届け出て再交付を受けることができる。

(地区理事の推薦定数)

第21条 支部長が推薦する地区理事候補者の定数は、原則として第11条第1項に規定する員数に応じた比率により算出された推薦定数によるものとする。

2 地区理事会の開催等は、定款第6章理事会の規定（第34条を除く。）を準用する。

第7章 会 議

(総会の開催期日)

第22条 定時社員総会は、毎年6月末日までに開催する。

(理事会の代決)

第23条 会長が緊急事項と認めたとき、又は止むを得ない事由により理事会を開催することができないときは、副会長及び専務理事と協議の上、本会の業務を執行することができる。ただし、次回の理事会で承認を得なければ引き続き業務の執行をすることができない。

第8章 議 事 録

(記 録)

第24条 議事録は、事務局の職員が記録する。

(記録の訂正)

第25条 社員総会及び理事会において発言した者は、会議の翌日午後5時までに、その発言した字句の訂正を求めることができる。ただし、発言の要旨を変えることはできない。

第9章 雑 則

(細則の変更)

第26条 この細則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

- 1 この細則は、定款の施行日より施行する。
- 2 本細則第10条及び第11条については、前項の規定に関わらず、平成24年12月1日より施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日より施行する。